

# 国民年金のお知らせ

国・岡 水戸南年金事務所 TEL029-227-3251  
国保年金課 TEL0299-90-1145

## 国民年金 『保険料免除』『納付猶予』を希望する方へ

国民年金保険料の納付が困難な場合には、申請により所得に応じて保険料の全額または一部が免除となる制度があります。

また、所得の少ない50歳未満の方のために「納付猶予制度」があります。

### 免除・納付猶予の条件

本人、配偶者、世帯主(免除のみ)の前年の所得が、所得基準額の範囲内であること。

※新型コロナウイルス感染症の影響で、収入源となる業務の喪失や売上げの減少などが生じて所得が相当程度まで下がった場合は、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きで免除が可能な場合がありますので、お問い合わせください。**ただし、免除申請する期間が2023年6月までのものに限り**

### 申請場所

国保年金課、市民生活課、年金事務所(持参するものについては直接年金事務所にお問い合わせください)

### 申請に必要なもの

- 本人確認のできるもの(運転免許証・健康保険証・マイナンバーカードなど)
  - 雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票などの写し(退職・失業による申請の場合)
- ※代理の方が申請される場合は、次のものが必要です
- 代理人の本人確認のできるもの(運転免許証・健康保険証・マイナンバーカードなど)
  - 委任状(住所や世帯が別の方)

### 免除・猶予承認

審査の結果(承認、却下)は、日本年金機構から申請者本人の自宅に郵送で通知されます。

### 免除期間

免除の承認期間は、7月から翌年6月分となります。全額免除・納付猶予を希望する方が、申請時に翌年度以降の全額免除・納付猶予を希望する場合は継続申請ができます。

退職(失業)などを理由に申請した方は、翌年度も申請が必要です。

## 国民年金の独自給付

国民年金には、老齢基礎年金や障害基礎年金、遺族基礎年金以外にも、第1号被保険者としての期間を対象とした独自の給付があります。

※第1号被保険者とは、日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の自営業者、学生などです

### 付加年金

第1号被保険者は、定額の保険料に月額400円を上乗せして納めると、将来受け取る老齢基礎年金に付加年金が上乗せされます。

$$\text{付加年金額(年額)} = 200\text{円} \times \text{付加保険料納付月数}$$

- 付加保険料の申し込みは、国保年金課、市民生活課で受け付けています
- 付加保険料は、申し込みをした月から納めることができます
- 国民年金基金に加入している方は付加保険料を納めることはできません

### 寡婦年金

第1号被保険者としての保険料納付済期間と免除期間の合計が10年以上(※)ある夫が年金を受けずに亡くなった場合、10年以上婚姻関係があり生計を維持していた妻に、60歳から65歳になるまで支給されます。

※2017年7月31日以前に亡くなった場合は25年以上

$$\text{寡婦年金額} = \text{夫が受けられるはずだった老齢基礎年金額} \times 4\text{分の3}$$

- 亡くなった夫が障害基礎年金や、老齢基礎年金を受けていた場合は支給されません。また、夫が亡くなったとき、妻が老齢基礎年金の繰上げ支給を受けている場合も支給されません

### 死亡一時金

第1号被保険者(任意加入を含む)として保険料を3年以上納めた方が、老齢基礎年金、障害基礎年金を受けずに亡くなった場合、生計を同じくしていた遺族(優先順位あり)に支給されます。

### 死亡一時金の額

保険料納付済期間	金額	●遺族基礎年金を受けられる遺族がいる場合は、死亡一時金は支給されません
36月以上180月未満	120,000円	
180月以上240月未満	145,000円	
240月以上300月未満	170,000円	
300月以上360月未満	220,000円	
360月以上420月未満	270,000円	
420月以上	320,000円	

- 寡婦年金と死亡一時金の請求権がある場合は、どちらか一方の給付となります
- 付加保険料を36月以上納付していた場合は、上記金額に一律8,500円が加算されます
- 死亡一時金を受け取ることができるのは、死亡日の翌日から2年以内です

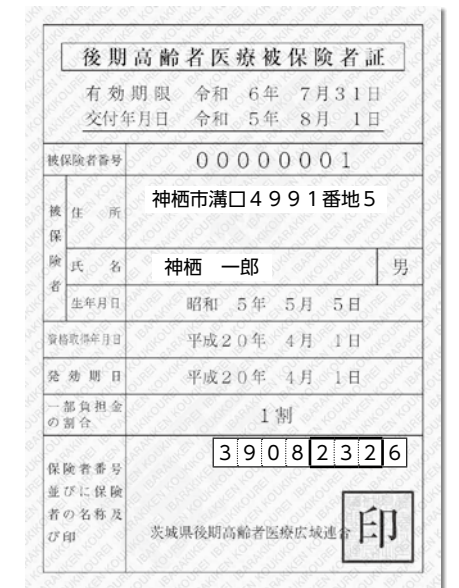
# 新しい「後期高齢者医療被保険者証」を発送

現在お持ちの「後期高齢者医療被保険者証」(セピア色)の有効期限は、7月31日(月)です。7月中旬から茶色い封筒で新しい被保険者証を郵送しますので、記載内容をご確認ください。

8月1日からは、新しい被保険者証(紺色)を医療機関窓口へご提示ください。なお、7月19日(水)までに届かない場合は、ご連絡ください。



国保年金課 TEL0299-90-1143



# 2023年度後期高齢者医療保険料額決定通知書を発送

国保年金課 TEL0299-90-1143

保険料額決定通知書は、7月中旬(年金から天引きの場合は7月下旬)に送付します。

## 後期高齢者医療保険料(普通徴収)の納付には、口座振替が便利です

申込方法=金融機関、ゆうちょ銀行に通帳と届け印を持参し、口座振替依頼書を提出

## インターネットからも口座振替の申し込みができます

書類や届出印が不要で、金融機関の窓口に出向く必要がありません。

※詳細は、市ホームページからWeb口座振替受付サービスをご覧ください

